

津市告示第15号

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条の2第1項の規定により、申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限を次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者については、延長するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年1月31日

津市長 前 葉 泰 幸



1 延長に係る地域

指定地域
富山県、石川県

2 延長に係る申告等

令和6年1月1日以降に期限が到来する申告等

3 延長後の期限

別途告示で定める日